

平成 2 9 年 第 2 回 定 例 会

都 市 建 設 常 任 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 秋 村 光 男

副 委 員 長 長 谷 川 章 悦

1 開催日 平成29年6月19日（月曜日）

2 開催場所 第2委員会室

3 審査案件

議案第116号 青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

○出席委員

委員長	秋村光男	委員	木戸喜美男
副委員長	長谷川章悦	委員	里村誠悦
委員	天内慎也	委員	木下靖
委員	山本武朝	委員	丸野達夫

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長	相馬政美	都市整備部参事	岡山幸司
都市整備部長	大櫛寛之	水道部参事	伊藤三千雄
都市整備部理事	八戸認	都市政策課長	佐々木浩文
水道部長	相馬政人	水道部総務課長	一戸隆雄
交通部長	多田弘仁	交通部管理課長	今国弘
交通部理事	赤坂寛	浪岡事務所都市整備課長	小笠原聡
都市整備部次長	長井道隆	関係課長等	
都市整備部参事	石郷昭規		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	石澤貴志	議事調査課主事	高木涉
---------	------	---------	-----

○秋村光男委員長 ただいまから都市建設常任委員会を開会いたします。

欠席者及び遅刻者の連絡はございません。

それでは今期定例会において本委員会に付託されました議案 1 件について、ただいまから審査いたします。

議案第 116 号「青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 116 号「青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料をごらんください。

青森市では、民間にできることは民間に委ねるという基本方針のもと、比較的面積の大きい近隣公園以上の都市公園に関し、青森地区においては 15 公園について、浪岡地区においては 2 公園について、指定管理者制度を導入し、管理を行っております。

今回の青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてですが、来年度から新たに浪岡地区の花岡公園につきましても、健康の森花岡プラザ及び花岡農村環境改善センターと一体で指定管理者へ管理を移行することとしており、市民サービスの向上や経費節減が図られると見込まれますことから、指定管理者制度を導入し、管理を行なっていきたいと考えております。

それでは、資料 2 ページ目、議案第 116 号関係資料、青森市都市公園条例新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第 27 条等に関係する別表 7 に掲げておりますのは、指定管理者により管理する公園であり、平成 30 年度から新たに指定管理として花岡公園を加え、17 カ所から 18 カ所に改正するものであります。

この一部改正につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から施行を予定しているものであります。

以上、青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○秋村光男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 意見として述べたいと思います。この問題に対しては、一般質問で反対の立場で質問しているので今さら言うのもなんですが、指摘したのが、雇用の継続の問題として市民サービスの向上と経費削減は両立しないということや、健康の森花岡プラザは 2 度休館しており、そういった問題

があるにもかかわらず民間がやるのはだめだということと、あとは、3つの施設を管理すること、特に健康の森花岡プラザの管理が粗末になるのではないかとといったことなどを指摘して反対しておりましたので、この問題に関しては同じく反対の意見を申し上げて、終わります。

○秋村光男委員長 そのほか質疑ありませんか。木下委員。

○木下靖委員 もう一度確認させてください。今回花岡公園を加えるとのことですが、今までの天内委員の質疑等から、これは単なる公園ではなくて、温泉だとかそういう施設を含むという話でした。その辺の説明をもう一度お願いします。

○秋村光男委員長 はい、都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 今回の指定管理につきましては、花岡公園のほかに、先ほど御説明申し上げましたけれども、健康の森花岡プラザ及び花岡農村環境改善センターの3つ一緒に指定管理に移行する予定であります。

○秋村光男委員長 今、後半の最後で聞きとれなかった部分があるんですが。

○八戸認都市整備部理事 3施設一緒に一体的に指定管理に移行する予定で考えております。

○秋村光男委員長 はい、木下委員。

○木下靖委員 私はこれらの施設を知らないものですから、健康の森花岡プラザと花岡農村環境改善センターとは具体的にどのような施設なのか、説明をお願いします。

○秋村光男委員長 はい、都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 担当課から説明いたします。

○秋村光男委員長 はい、浪岡事務所都市整備課長。

○小笠原聡都市整備課長 都市整備課です。健康の森花岡プラザに関しましては、合併特例債を利用いたしまして、浪岡の花岡地区に温泉施設を市民の健康増進を図る目的でリニューアルしております。また、花岡農村環境改善センターに関しましては、農林水産部所管になりますけれども、浪岡地区のお葬式ですとか会合とか会議室的に利用されている施設であります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 はい、木下委員。

○木下靖委員 温泉施設であるとか、葬式などの会場の施設ということで、これらに花岡公園を加えることで、どこがやるかはまた別の話なのでしょうけれども、例えば、これまでの青森市内の公園、青森地区であればパークメンテ青い森グループだとかが管理しているわけではありますが、従来の公園の指定管理とは違った業務がその内容に入ってくると思います。恐らく、草刈りなどの話だけではなくて、温泉ということになれば、ボイラーなどの技術者も必要になってくるでしょうし、その辺を含めて、指定管理者選定評価委

員会はまだ開催されていないのですか。

○秋村光男委員長 はい、都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 担当課から説明いたします。

○秋村光男委員長 はい、浪岡事務所都市整備課長。

○小笠原聡都市整備課長 公募に関しましては、今後ということになります。

○秋村光男委員長 はい、木下委員。

○木下靖委員 わかりました。そうすると、少なくともこれからはその業務内容に見合った能力を有する者を選定するために、今回花岡公園を加える提案ということですよ。その点を確認できれば結構です。

○秋村光男委員長 はい、長谷川委員。

○長谷川章悦委員 指定管理そのものには特別反対する理由はないけれども、健康の森花岡プラザの担当が浪岡事務所健康福祉課で、花岡農村環境改善センターは農林水産部で、花岡公園の一部の除草とかは浪岡事務所都市整備課であるわけです。例えば、体育館は教育委員会で、公園が都市整備部ということで、課によってはいろいろ指示が違ったり、書類の提出も違ったりということが往々にしてあります。だからこの3つを指定管理でやるとなれば受けた者も大変だと思うけれども、その辺の各課の連携について、話をした上で指定管理と決めたのですか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 もちろん連携してやることにはなりますけれども、都市整備部の所管から言いますと、あくまでも都市公園条例に基づいて業務を行うことになりますので、例えば使用許可の申請があれば受け付けしたり許可を出したりということになります。ですから、そういった業務も指定管理者が全て行うことになりますから、募集に当たっては、その辺をしっかりとできる者を選定していくことになろうかと思えます。

○秋村光男委員長 はい、長谷川委員。

○長谷川章悦委員 実際、指定管理でやれば受けた者は大変だと思います。大体教育委員会と都市整備課では課が違うから、同じ感じではいかない。よほどうまくやらなければ、指定管理を受けた者は大変だと思いますよ。その辺はしっかりやっていかないといけない。あと、直営でも業者に委託するからいいのかもしれないけれども、管理するにしても、今まで健康の森花岡プラザだけでいいものを、今度はそちらもみんな管理しないといけないでしょう。人だってふやさなければいけないじゃないですか。

そういうことを考えれば、今、天内委員も言ったとおり、月十二、三万円でみんな稼いでいるわけです。それでいて、実際見れば仕事量がふえています。

そこはよほどきちんとやらなければ後々問題があると思いますので、その辺はしっかりとやっていただきたいと思います。

以上です。

○秋村光男委員長 そのほかにありませんか。はい、里村委員。

○里村誠悦委員 指定管理についてはいろいろ賛否はあるんですけども、やはりきちんと指導していただきたい。天内委員が心配しているような問題もあるし、それから今、起きている問題もあると思います。ですから、やはりそのことを十分にもう1回調べ直して、直すべきところは直すようにして、市民の皆さんや市側でも問題が出ないように、きちんと指導して指定管理をやっていただきたい。要望です。

○秋村光男委員長 そのほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 私からも一言申し上げます。今、長谷川委員からお話がありましたように、都市公園条例に基づいての指定管理ですけども、結局3部にまたがっているという点から言いますと、連携を十分にとっていかないと不都合が生じる可能性があるかと私も思いますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第116号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○秋村光男委員長 起立多数であります。

よって、議案第116号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)